

土地取得資金の融資額の算定方法（病院、老健、介護医療院、診療所）

（１）融資対象

【病院】

- ▶ 新築資金、甲種増改築資金（増床又は移転事業）、社会医療法人の乙種増改築資金（移転事業）に伴う場合

【介護老人保健施設・介護医療院】

- ▶ 新築資金、増改築資金（入所定員の増員又は移転事業）に伴う場合

【診療所】

- ▶ 新築資金、甲種増改築資金（増床又は移転事業）に伴う場合

- ※ 当該土地が取得済みのものであっても、借入申込年度の前年度 4 月 1 日以降に取得(所有権移転登記年月日)したものであれば融資の対象とします。
- ※ 土地取得資金のみの融資は行いません。

（２）融資額

- ▶ 「限度額 3 億円」と「土地取得費（取得費 + 整備費）× 融資率（下図参照）」のどちらか低い額が上限額となります。（その他条件がある場合がございます。）

○ 融資率

融 資 率	施 設	施 設 内 訳
90%	病院	一般病床のみを有する病院のうち病床数 200 床未満
		臨床研修指定病院
		社会医療法人
	介護老人保健施設	老朽施設の改築整備に係る資金
	介護老人保健施設 介護医療院	療養病床転換に係る資金
85%	老健	在宅復帰・在宅療養強化型介護老人保健施設の基本サービス費を取得する施設又は在宅復帰・在宅療養支援機能を取得する施設
70%	病院	新築資金・甲種増改築資金（上記 90%の融資率の病院は除く）
	診療所	新築資金・増改築資金
	老健	新築資金・増改築資金（上記 90%・85%の融資率の老健は除く）
60%	病院	乙種増改築資金

※ 上記はあくまでも一般的なものとなります。融資率については、別途定め（上記によらない優遇制度による融資率の適用がある場合等）がある場合がございますので、別途お問い合わせください。